

### 第3号様式

#### 第1回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議録

(令和7年12月10日作成)

##### 1 開催日時

令和7年11月20日（木）13:30

##### 2 開催場所

船橋市職員研修所 6階 601会議室

##### 3 出席者

###### (1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、小松直勝委員、山田晴子委員、池田則子委員、杉山拓哉委員、鈴木章浩委員、小松尚也委員、塚越明委員、鰐部裕実委員、星野美砂委員、和田亜希子委員、稻見節男委員、佐藤裕美委員、三浦みどり委員、渡邊章委員、谷和俊委員

###### (2) 事務局

障害福祉課長、障害福祉課長補佐、障害福祉課係長3名、障害福祉課担当者2名、療育支援課長、保健総務課係長

###### (3) その他

なし

##### 4 欠席者

千日清委員、原亮司委員、奥山裕美委員、白鳥敦子委員、犬石志保子委員、篠原みちよ委員、山崎馨子委員、森哲也委員、山下幸子委員

##### 5 議題及び公開・非公開の別

###### 議題

- ① 委員長・副委員長の選出
- ② 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨
- ③ 今後の計画策定委員会の進め方について

###### 公開・非公開の別

全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0名

7 決定事項

- ・ 渡邊章委員を委員長に、小松尚也委員を副委員長に選出
- ・ 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨、今後のスケジュール等について事務局より説明した。

8 議事

別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項

- ・ 資料1. 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱
- ・ 資料2. 第5次船橋市障害者施策に関する計画について
- ・ 資料3. 船橋市障害福祉施策に関する意識調査結果（抜粋）
- ・ 第4次船橋市障害者施策に関する計画
- ・ 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書
- ・ 委嘱状

10 問い合わせ先

障害福祉課計画係（047-436-2307）

## 第1回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会 議事録

### ■開会

#### ○事務局（障害福祉課長補佐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから第1回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、配布資料について確認をいたします。資料については事前にご連絡しておりますが、お持ちでない方がいましたら、お配りしますので挙手をお願いいたします。

それでは、資料について確認します。

- ・次第
- ・席次表
- ・委員名簿
- ・資料1 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱
- ・資料2 第5次船橋市障害者施策に関する計画について
- ・資料3 船橋市障害者福祉施策に関する意識調査結果（抜粋）
- ・第4次船橋市障害者施策に関する計画
- ・船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書

また当日資料として、委嘱状を皆様の机に置いております。

以上となります。不足がある方がおりましたら、挙手にてお知らせください。なお、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員委嘱の任命については、お手元にございます委嘱状をもって代えさせていただきます。

### ■障害福祉課長挨拶

#### ○事務局（障害福祉課長補佐）

続きまして、障害福祉課長の安藤達也よりご挨拶申し上げます。

#### ○事務局（障害福祉課長）

皆様、障害福祉課長の安藤です。自立支援協議会の皆様におかれましては、午前中の会議に引き続き、どうもお疲れさまでございます。今回は第5次の船橋市障害者施策に関する計画策定委員会をお引き受けいただきまして、また、日頃より障害者福祉施策の推進のためにご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

計画でございますが、現在の計画が令和8年度、来年度をもちまして期間満了

になりますので、この度、第5次の計画の策定をお願いしているところでございます。

障害のある方々が、地域で生きがいを持って、その人らしく暮らせる社会の実現に向けて、本市においてもこれまで、さまざまな施策を推進してまいりましたが、前回の計画の策定以後、障害のある方を取り巻く環境は大きく変わってございます。

まず働くことにつきましては、令和6年度から障害者の雇用率が段階的に引き上がってくるなど、障害のある方の就労機会が一層広がる一方で、自らの適性に応じた就労を実現するための支援、先ほど午前中の会議でしたが、就労選択支援が導入されるなど、支援の強化は急務であると思っているところでございます。

次に、暮らすことに関しましては、障害のある方が自らの選択と決定を尊重されながら、安心して地域生活を送ることができるよう、支援の充実は引き続き重要な課題でございます。

最後に、権利と尊厳の観点からは、障害者の権利擁護、社会参加の促進、障害の理解と差別解消に向けた取り組みも、地域全体で進める必要があります。

この計画策定に当たりましては、このように「働く・暮らす・権利と尊厳」といった課題に対し、障害者本人の希望と自己決定を最大限に尊重しながら、行政のみならず、事業所、企業、教育機関、地域社会全体が一体となって、共に生きる地域社会の構築を目指す必要があると考えております。皆様方にはこのようなことを踏まえていただきながら、障害者本人、支援機関、地域社会の各層の視点から協議いただきたいと思っていますので、届かないご意見をいただけるよう、有意義なものになりますように、よろしくお願いします。

すいません。挨拶はここまでです。今、デフリンピックをやっています。15日からやっていて、26日の水曜日までやっています。私は16日に有明テニスの森に行って応援してきました。応援の手話で会場はいっぱいです、ちょっと手が痛くなっているところでございます。本当に楽しいです、デフリンピック。皆さんもぜひ、26日までやっていますので、興味のある方はぜひ行っていただけるようお願いします。

最後に。皆様にはお知らせしましたが、障害福祉課では、毎年行っていますが、12月の5日、6日にイオンモール船橋で障害者週間記念事業を行います。今回はパラスポーツの体験や、作品展、合同販売会。今お話をしたデフアスリートの方の講演・体験等。あとは、三浦委員のところにお願いするのですが、「初めての手話体験講座」というのもやらせていただきます。いつもイオンモールにはかなり人が来ていただいて、盛り上がりますので、ぜひ皆さんも行っていただければと思います。

今日は、よろしくお願ひします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員でございますが、26名中17名のご出席をいただいておりますので、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

次に傍聴でございますが、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会、会議公開取り扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。なお、本日の傍聴希望者はおりませんことをご報告いたします。

なお、本来であれば委員長により議事進行していただくところではあります  
が、委員長が選出されるまでの間、事務局が議事の進行をさせていただきます。

■議事（1）委員長・副委員長の選出

○事務局（障害福祉課長補佐）

それでは、本日の議事事項に入ります。最初に議事事項（1）「委員長・副委員長の選出」でございます。第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱・第4条の規定に基づき、委員の互選によることになります。どなたかご推薦はございませんか。

○清水委員

ふらっと船橋の清水です。学識経験も豊富な、植草学園大学の渡邊委員を推薦したいと思います。

○事務局（障害福祉課長補佐）

ありがとうございます。ただいま、渡邊委員を推薦するご発言がありました。ご承認いただけるようであれば、拍手をお願いいたします。ありがとうございます。

（拍手）

それでは、渡邊章委員を当委員会委員長に選任することに決定いたしました。一言、就任のご挨拶をお願いいたします。

○渡邊委員長

植草学園大学の渡邊と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。いろいろ大変な、大事な計画でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

それではここで、渡邊委員長と議事の進行を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○渡邊委員長

まず最初に、副委員長の選出でございます。第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第4条の規定に基づきまして、委員の互選によるということになっております。どなたかご推薦はございますでしょうか。

○鈴木委員

ローゼンヴィラ藤原の鈴木でございます。自立支援協議会の会長を務めいらっしゃる、医療法人同和会千葉病院の小松委員を推薦したいと思います。

○渡邊委員長

ありがとうございます。ただいま、小松委員を推薦するご発言がありました。ご承認いただけようありましたら、拍手をお願いいたします。

（拍手）

はい、ありがとうございます。

それでは、小松尚也委員を当委員会副委員長に選任することと決定いたしました。一言ご挨拶をよろしくお願ひいたします。

○小松副委員長

皆さん、午前中はお疲れ様でした。また今回、副委員長ということで頑張ります。精神科医師の立場として発言させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

## ■議事（2）第5次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨

### ○渡邊委員長

それでは次に、議事（2）「第5次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨」でございます。事務局から、ご説明をお願いいたします。

### ○事務局（計画係長）

皆様、改めましてこんにちは。私は、障害福祉課の計画係長をしております、鈴木と申します。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

今回の障害者計画ですが、船橋市の基本、元となる障害のある方の計画を策定します。様々なお立場の皆様からお知恵を拝借してつくることがこれから数回ありますが、皆様のお力添えをいただきながら、作れるというところが非常にうれしく、ありがたいところだと思っております。ぜひ皆様、いろいろなご意見を頂戴しながら、いい計画を策定していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議事（2）「第5次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨」について説明させていただきます。お手元の資料2を使って、今回の計画策定趣旨を説明いたしますので、ご用意をお願いいたします。

資料2「第5次船橋市障害者施策に関する計画について」の1ページ、「計画の趣旨」の「(1)計画の目的と位置づけ」をご覧ください。

本計画は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人のための施策の基本的な計画となります。今回、新たに策定する第5次船橋市障害者施策に関する計画につきましては、現行計画である第4次の船橋市障害者施策に関する計画の期間が来年度をもって終了することを受けまして、現計画を引き継ぐ計画の策定を行うものでございます。

障害者基本法では、先ほど課長のあいさつにもありました、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

障害者基本法に基づく本市の障害者計画におきましても、同様の基本理念を掲げております、そのような社会を実現するため、本計画において扱う分野は生活支援、保健医療、教育文化芸術活動など多岐にわたっております。

国の障害者基本計画や、県の障害者計画を踏まえまして、本市の基本計画でございます「船橋市総合計画」、上位計画となります「船橋市地域福祉計画」や関連計画である、私どもが持っているもう一つの計画、「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との整合性を図りながら策定いたします。

続きまして、(2)「計画の期間」をご覧ください。

計画の期間は、令和9年度から14年度までの6年間の計画期間とし、3年ごとに策定される、先ほど申し上げました「障害福祉計画及び障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることによって、両計画の一体的な実施を目指してまいります。

続きましてその下、「計画策定体制」をご覧ください。

第5次船橋市障害者施策に関する計画の策定には、外部組織と、内部組織の二つの委員会を設置しております。こちらの外部組織として、船橋市自立支援協議会の委員の皆様、学識経験者の方、公募委員の方で構成される計画策定委員会を設置しております。

もう一つが内部組織として、庁内検討委員会。その下に検討部会を設置しております。

庁内検討委員会と検討部会で検討した計画案を策定委員会に提出しまして、そこで協議を行って、最終的な計画を策定するという流れでございます。

続いて資料2ページ目でございますが、「計画の構成について」をご覧ください。

計画を策定する上では、国第5次障害者基本計画や、第八次千葉県障害者計画、第4次船橋市障害者施策に関する計画及び毎年度の進捗でしたり、新規事業を参考に計画案を策定してまいります。

2ページ目、こちらのページに掲載している表は、現時点での計画構成の案でございます。また次回以降、皆様と総論や各論を協議させていただく予定でございます。

また、お手元にある資料3にて一部抜粋してございます、船橋市障害福祉施策に関する意識調査の状況ですとか、関係部署の意見を踏まえた計画案を作成してまいりますので、計画策定委員会の皆様におかれましては、時間をかけて丁寧に検討していただきたいと考えております。

議事(2)計画策定趣旨についての説明は、以上でございます。

#### ○渡邊委員長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### ○谷委員

私は他市において、障害者計画策定の事務局を担当していたこともあります。直前では「もにす」の認定を、千葉県で初めてNPO法人として認定をされまし

た。障害者雇用率 11%というぐらいです。私の紹介としては、そういうことです。

質問の趣旨ですが、この障害者計画策定の主体、作成責任者が今の説明だとわからないです。まず、設置要綱によれば、この計画策定委員会が計画に関することを行う、計画策定をするとなっていますが、この障害者計画というのは本来、政府の障害者基本計画に基づいて策定をされたということであれば、政府の障害者基本計画は、内閣総理大臣を本部長とする推進本部でもって、障害者政策委員会、ここに似たような組織がありますが、その意見に即して策定するとされています。

したがって、この障害者計画は、法令に則れば市長が策定をすべきものである。策定者は市長であるのではないか。この策定委員会の意見を踏まえて、市長が策定すると解釈されると思いますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

もう一点お聞きします。計画策定について再度確認です。

まず、国の第5次障害者基本計画に基づいて本計画を作成するとなっていますが、すでに国の部会では第6次基本計画の策定の準備に入っています。もう論点も、ある程度明らかに出されています。

第5次基本計画をベースに策定をするわけですが、発想は非常に古いと言わざるを得ないです。1周遅れだと。

なぜかと言うと、国の第4次基本計画から第5次の基本計画に至るまでの間、国連の人権委員会の総括所見が出されました。地域移行だとか、インクルーシブ教育です。それを踏まえて、第5次基本計画がある程度つくられているわけなのです。それが全く支持をされていないと。第5次から第6次については、直近の大きな事件として、旧優生保護法の最高裁違憲判決がありました。これを踏まえて政府が、実現の行動計画をつくってやっています。これが第5次障害者基本計画に入っていないとなると、そうした視点が欠けているのではないかだろうか。第6次基本計画を想定して策定するというふうにすべきではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。以上です。

#### ○渡邊委員長

ご質問ありがとうございました。

これについて、いかがでしょうか。

#### ○事務局（障害福祉課長）

まず一つ目のご質問で、策定主体は誰かというところでございます。今回、策定委員会で計画を作りますが、これはやはり市長に策定義務があり、市長の下で策定するということでございます。

### ○事務局（計画係長）

障害者基本法に基づいた計画で、谷委員がおっしゃったとおり、市町村に策定の義務があります。

### ○事務局（障害福祉課長）

この計画については、市長の計画ということで議会にも報告し、承認いただぐものです。もちろん皆さんの計画委員会で作成しますが、船橋市、船橋市長という形で、責任を持って作らせていただきたいと考えております。

もう一点、確かにおっしゃるように、次の計画（第6次）の策定が進んでいることはもちろん知っているところですが、まだその内容を十分に把握できていないところでございます。ただ、国からもまだ詳しいところの情報はなかなかないところでございます。

そういう中でも、8年度で前回の計画が終わるところで、やはり間を空けるわけにはいかないので、今分かっている情報を随時収集しながら、今年度、来年度にかけて本市における第5次の策定の計画は作らせていただきたいと考えて、今回この策定委員会を作ったところでございます。

以上がお答えになります。

### ○谷委員

今のご説明で、まず策定主体は市長である、それは議会等にも報告して行う。それはそのとおりだと思います。皆さんもそういう意味で、基本的に策定主体は市長であり、それに向けて意見を出していくということだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、この委員会で基本的には満場一致で合意するのが本来だと思いますが、もし合意できない場合であれば、策定主体が市長ということであれば、両論併記で市長に報告するのか。

次の第6次基本計画は、まだわからないというお話でしたが、昨年末に政府がつくったもので、共生社会実現行動計画の末尾においては、「この計画は第6次基本計画につながるものである」と出されています。共生社会実現行動計画は、2024年12月27日策定です。これをよく読めば第6次に向けての流れが出てきますし、直近の障害者施策委員会にもそのような論点が出されています。ぜひとも最新の立場で策定がされるよう、事務局としては情報を提供していただきたいと思います。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。今おっしゃったように、最新の動向はいろいろ状況が動いていきますので、最新の動向を常に踏まえながら、その情報を見ながら進めて行くことがとても大切かと思います。どうも、ありがとうございます。

はい、ほかにご質問等はございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、次に進みます。

■議事（3）今後の計画策定委員会の進め方について

それでは次に、議事（3）「今後の計画策定委員会の進め方について」、こちらも事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（計画係長）

ありがとうございます。

議事（3）「今後の委員会の進め方について」再び説明をさせていただきます。資料2の2ページをごらんください。

本計画の構成でございます。先ほど触れさせていただきましたが、構成としては、総論・各論・推進体制といった3部構成を予定しております。総論では、本計画をつくる目的ですとか、基本となる考え方、そして目指すべき目標を示します。各論では、目標を達成するために、各分野の課題と施策の方向性を示します。そして推進体制では、本計画をより総合的かつ効果的に推進するための方策についてまとめてまいります。

お隣、資料2の3ページ、今後のスケジュールをごらんください。こちらの計画策定については、今年度と来年度の2年間で行います。本日の会議が、令和7年度11月の第1回計画策定委員会になります。委員会の開催回数につきましては、令和7年度は今回を含めて3回。令和8年度は5回。合計ですと8回を予定しております。第2回では、総論及び推進体制について協議をしたいと予定しております。第3回から第6回までに各論について、それぞれご協議をお願いする予定であります。

なお、委員会でのご協議に先立ちまして、府内の関係各課においてそれぞれの施策を検討する部会、府内検討委員会の検討部会を開催しまして、前回策定時からの変更点を踏まえた調整を行ってまいります。このような府内検討を経て作成した事務局案を、委員会のほうにご提示をいたしまして、ご協議を賜りたいと考えております。

第7回に予定している全体の見直しを経てから、令和8年10月にパブリック・コメントを実施して、本計画について市民からの意見募集を行います。第8回、

最終回でございますが、パブリック・コメントを受けての見直しを行いまして、2月に計画を策定の予定となっております。

なお、本委員会の委員の皆様の中には、自立支援協議会委員の方も多くいらっしゃいます。自立支援協議会と策定委員会の同日開催が可能な場合につきましては、極力同日に開催したいというところも検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、策定委員会の開催月につきましては、今後、もしかしたらなのですが変更となる可能性もございます。場所の関係とか、万が一、急遽の可能性も否定はできません。今のところうまくできればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

以上が、事務局で考えている今後の計画策定委員会の進め方でございます。

#### ○渡邊委員長

ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたことにつきまして、ご質問等はございますでしょうか。

#### ○谷委員

今のスケジュールでまったくいいと思いますが、一点、強調・補足しておきたいのは、この障害者計画というのは、基本的には当事者参画。いわゆる「Nothing About Us Without Us」。これが基本でなければならないと思います。そういう意味で、障害当事者をどう対応するのか。障害当事者が主体として、この策定プロセスがどのようになされているのか。策定委員会の中でも、障害当事者は少ないのではないか。私は一応、障害当事者ですけれど、手帳は持っていない。そういう意味では、さらに広範囲に障害当事者の参画を保証すべきではないでしょうか。

まず、パブリック・コメントをやる。これは当然、いいことだと思います。さらにそれに加えて、直接障害者の方に呼びかけをして、いわゆる説明会や意見を聞く会とか、そういうのを委員会が主催して何回か行えればどうかということを、改めて補足意見として提案しておくので、よろしくお願ひします。

#### ○事務局（障害福祉課長）

ありがとうございます。

障害者本人というのは、最も大事なところだと思っております。この計画策定委員の中にも、障害者の団体の方だとか、ご本人の方も参加しているところでございます。先ほど説明させていただいた調査というのは、昨年度、障害のある方

から、例えば病院に入所されている方だとか、ご自宅で生活されている方だとか、施設に入所されている方だとか、さまざまな障害のある方から、直接私たちのほうでご意見をいただいている。もちろん、それについて反映をさせるという形で、去年から動いています。なおかつ、今回は2年間かけて計画をつくります。通常の計画だと1年で終わるパターンが多いですが、調査から始めると3年ぐらいかけて作ります。

私は先ほど、「議会に報告する事項」と言ったのですが、本来は市の中でもたくさん計画があるのです。これは障害者基本法のほうに書かれているのですけれど、議会報告が必要な計画というのが、市の中でも大体三つぐらいしかないのです。

一つは、日本が国外から武力攻撃されたときに、それをどうやって守るというか、国民保護計画というのを市がつくっています。一つ目は、国民保護計画。もう一つは、保健所でやっている感染症に対する行動計画という計画。それと三つ目が、この障害者施策の計画です。たくさん計画を市の中でもつくっている。多分、20も30もあると思うが、議会に正式に承認を求める計画というのは、この三つしかないところであります。

私の中では、この障害者施策の計画というのは、それに匹敵する重要な計画という認識を持っています。先ほど言いましたが、3年間かけて障害者から独自に意見をもらって、それを計画に反映する。策定委員会についても、2年間をかけてやるという形なので、やっぱりそこについては市としても意気込みと言いますか、国はもともとそうですが、それなりに重い計画というのは認識しているところなのです。もちろん谷委員にも参画していただきますが、しっかりと計画はつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## ○渡邊委員長

ありがとうございます。とても重要な計画であると思います。

先ほど、ご意見がありましたように、当事者の視点、当事者の意見というのを大事にしながら計画をつくるというのは、とても重要な視点だと思いますので、パブリック・コメントもありますが、できるだけそういった方々のご意見を吸収できるような、そういうスタンスを持ちながら策定していくことが、とても重要なことであると思います。

それでは、ほかにご質問等はございますでしょうか。

ほかにないようでしたら本日の議事事項は以上となりますので、議事を終了させていただきます。

最後に事務局から、事務連絡をよろしくお願ひいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

次の第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会についてご連絡します。『第2回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会』は、12月11日木曜日、14時からの開催を予定しております。正式な通知と議題につきましては後日、皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それではこれを持ちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。